

○奈良市議会委員会条例

昭和49年12月25日条例第52号

**改正**

昭和56年3月25日条例第2号

昭和58年7月8日条例第23号

昭和60年3月26日条例第29号

平成元年3月30日条例第29号

平成3年6月28日条例第28号

平成4年3月27日条例第21号

平成8年3月28日条例第20号

平成9年6月17日条例第22号

平成12年3月30日条例第26号

平成13年6月18日条例第22号

平成14年3月11日条例第1号

平成14年9月5日条例第39号

平成16年6月14日条例第33号

平成17年5月30日条例第69号

平成17年8月19日条例第80号

平成18年3月31日条例第29号

平成19年3月30日条例第27号

平成20年3月28日条例第25号

平成21年8月18日条例第39号

平成23年3月30日条例第18号

奈良市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

**第1条** 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

**第2条** 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務水道委員会 7人

総合政策部、総務部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局

及び水道局の所管に属する事項

(2) 産業文教委員会 8人

観光経済部、農業委員会事務局及び教育委員会の所管に属する事項

(3) 厚生委員会 8人

市民生活部、市民活動部、保健福祉部及び子ども未来部の所管に属する事項

(4) 環境消防委員会 8人

環境部及び消防の所管に属する事項

(5) 建設委員会 8人

都市整備部及び建設部の所管に属する事項

(常任委員の任期)

**第3条** 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

**第4条** 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

**第5条** 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置)

**第6条** 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

**第7条** 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、11人とする。

(委員の選任)

**第8条** 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例に

よる。

(委員長及び副委員長)

**第9条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

**第10条** 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

**第11条** 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

**第12条** 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

**第13条** 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

**第14条** 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

**第15条** 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

**第16条** 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

**第17条** 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

**第18条** 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

**第19条** 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

**第20条** 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会にはかつて決める。

(出席説明の要求)

**第21条** 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

**第22条** 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手續)

**第23条** 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な

事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

**第24条** 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

**第25条** 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

**第26条** 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

**第27条** 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

**第28条** 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

**第29条** 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

**第30条** 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

**第31条** この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

#### 附 則

1 この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

2 奈良市議会委員会条例（昭和34年奈良市条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に旧条例第1条の規定に基づき置かれている常任委員会及び第4条第1項の規定に基づき置かれている特別委員会、同第5条の規定に基づき指名された常任委員及び特別委員、並びに同第6条第1項の規定に基づき互選された常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長は、この条例第1条の規定に基づき置かれている常任委員会及び第5条第1項の規定に基づき置かれている特別委員会、同第7条の規定に基づき指名された常任委員及び特別委員、並びに同第8条第1項の規定に基づき互選された常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長とみなす。

4 平成17年5月30日から同日後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期の末日までの間に限り、総務水道委員会の委員の定数は、第2条第1号の規定にかかわらず、10人とする。

#### 附 則（昭和56年3月25日条例第2号）

この条例は、奈良市行政組織条例の一部を改正する条例（昭和56年奈良市条例第1号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（昭和58年7月8日条例第23号）

この条例は、奈良市行政組織条例の一部を改正する条例（昭和58年奈良市条例第19号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（昭和60年3月26日条例第29号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成元年3月30日条例第29号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成3年6月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成4年3月27日条例第21号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月28日条例第20号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年6月17日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月30日条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年6月18日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年3月11日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年9月5日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年6月14日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年5月30日条例第69号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年5月15日執行の奈良市議会議員増員選挙により議会の議員となった者の最初に選任される常任委員会の委員の任期は、この条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成17年6月24日までとする。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された総務水道委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれ新条例の規定により設置された総務水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成17年6月24日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された総務水道委員会に付議されている事件及び同委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された総務水道委員会に付議され

ている事件及び同委員会の所管事務調査事項とみなす。

**附 則**（平成17年 8 月19日 条例第80号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年 3 月31日 条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成18年 8 月21日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項とみなす。

**附 則**（平成19年 3 月30日 条例第27号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成20年 3 月28日 条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成20年 6 月12日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項とみなす。

**附 則**（平成21年 8 月18日 条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月30日 条例第18号）



(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年6月22日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項とみなす。ただし、奈良市行政組織条例の一部を改正する条例（平成22年奈良市条例第48号）による改正前の奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）第2条企画部の部分の第1号に規定する分掌事務に係る所管事務調査事項については、新条例の規定により設置された総務水道委員会の所管事務調査事項とする。